

改正

平成30年2月26日告示第3号

令和3年3月23日告示第13号

坂城町コトづくりイノベーション補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ものづくりから新たなコトづくりへのイノベーションを支援するため、町内の意欲ある事業者又はその企業グループ（以下「事業者等」という。）が実施する地域の発想や工夫による地域課題に対応した新製品開発等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和51年規則第4号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内に主たる事業所を有する事業者
- (2) 町内に主たる事務局を有し、町内事業者が半数以上を占めるグループ又は団体
- (3) 町内事業者を代表企業とし、企業、大学、研究機関等の複数の団体が集まって構成するグループ

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 町内のニーズに対応した新製品開発等に取り組む事業
- (2) 町内特有の資源（地場産業系の技術、農林水産品、観光資源等）を活用した新製品開発等に取り組む事業

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費並びに補助金の補助率及び限度額は、次のとおりとする。

| 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 |
|-----------------------|----------|-------|
| (1) 原材料及び副材料の購入に要する経費 | 補助対象経費の2 | 100万円 |

| | |
|---------------------------------------|---|
| (2) 機械装置及び工具器具の購入、試作、改良、据付け又は借用に要する経費 | 分の1以内(交付対象事業者が、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者に該当する場合は、補助対象経費の3分の2以内) |
| (3) 外注設計及び外注加工に要する経費 | |
| (4) 工業所有権の導入に要する経費 | |
| (5) 技術指導の受入れに要する経費 | |
| (6) その他町長が特に認める経費 | |
| | |

(補助期間)

第5条 補助事業の補助期間は、1年とし、補助金交付決定の日から翌年3月末日までに実施する事業部分を補助対象とする。

2 同一事業で町長が認める場合には、最大3回まで補助金を利用することができるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者等は、坂城町コトづくりイノベーション補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長が定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、審査会において審査し、適当と認めるときは、坂城町コトづくりイノベーション補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するとともに、交付決定事業及び交付決定事業者の公表を行うものとする。

2 前項の審査会は、町内の商工業者の支援を行う団体の代表者若しくは職員その他交付対象事業について識見を有する者又は学識経験者をもって構成する。

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとするときは、速やかに坂城町コトづくりイノベーション補助金事業変更承認申請書(様式第3号)により町長に申請して、その承認を受けること。

(2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに坂城町コトづくりイノベーション補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）により町長に申請して、その承認を受けること。

(3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに坂城町コトづくりイノベーション補助金事業遅延等報告書（様式第5号）を町長に提出して、その指示を受けること。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、補助金の交付決定の通知を受けた日から20日以内に坂城町コトづくりイノベーション補助金交付申請取下書（様式第6号）を町長に提出して行うものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は、坂城町コトづくりイノベーション補助金事業実績報告書（様式第7号）によるものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 規則第13条に規定する補助金の額の確定は、坂城町コトづくりイノベーション補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（成果の発表）

第12条 町長は、補助事業が完了したものに対して、その成果等の発表を指示することができる。

（事後指導）

第13条 町長は、補助事業の円滑な推進を図るため、事業計画が完了するまでの間、補助事業者に対し指導及び助言を行うことができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月26日告示第3号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月23日告示第13号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式（省略）